

農林水產省 再檢討要請

農林水産省 再検討要請

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支援事例(主なもの)>	
	区分	分野									団体名	支援事例
59	B 地方に対する規制緩和	産業振興	中小企業等協同組合からの暴力団排除による支障の緩和	中小企業等協同組合からの暴力団排除を行うことによる支障、条例制定又は法改正による暴力団排除条項の追加を行ること。	【支障】 反対、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定期参考例へ暴力団排除の承認が加わったところである(平成27年)。 【効果】 暴力団排除の承認がなされると、暴力団排除の実現が可能となる。暴力団排除の実現がなされると、暴力団排除の実現が可能となる。暴力団への影響が弱まる。 【改正の必要性】 反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策専門機関「世界一安全な日本」(創造戦略)においても、各連携組織が暴力団排除の実現に取り組みがされている。については、根拠法(資金法や中小企業等協同組合法など)と同時に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求め。	-	中小企業等協同組合法	厚生労働省、財務省、農林水産省、生産農業省、国土交通省、環境省	皮肉府、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、鳥取県、徳島県、香川県連合	-	石川市、川崎市、横浜市、奈良県、愛媛県、熊本県、大分県	◎今後支障事例が生じる可能性は高いこと。また、暴力団排除は社会全体の課題であること。資金法など既存法律との整合性から法改正が必要である。 ◎社会的勢力排除は徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加が最も要望強くあると考えられる。 ◎暴力団排除の実現がなされると、暴力団排除の実現が可能となることから、法改正の必要性があると考えられる。 ◎根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な法律規定がないことから、法改正の必要性があると考えられる。 ◎暴力団排除条例の制定等により、県レベルの施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において排除規定を定めることに賛同する。
60	B 地方に対する規制緩和	農業・農地	災害復旧事業の重要な変更協議案件の基準の緩和	災害復旧事業において農林水産省との協議が必要となる重要な変更の緩和	【現状】 災害復旧事業において計画変更する際には、「増加し、又は減少する工事費の額(設計単価又は歩掛の変更に伴い増加し、又は減少する工事費の額を除く)が、それを構成する工事費の総額の1%以上となるもの(船橋市災害復旧事業合意金額は200万円)」に、平成25年3月11日現在の被災地の被災面積が5万平方メートル(被災地割合)による災害に係るもののうち、若狭半島、宮城県又は福島県に係るものにあっては、その額を2千万元を超える場合は、2千万元)」を越えるものである。 【支障】 災害復旧事業は、その性格から複数を取り扱うことが多いが、近年、災害の近隣で被災地分地の確保が困難となっている。災害復旧時に範囲が広がりしていない場合、必要な施設の部分費用の計上しかできない。その後実施があったとして、遅方に被災地分地が決定した場合、区分費用や運搬距離の変更が発生する。 【効果】 災害復旧事業は、その性格から複数を取り扱うこと多いが、近年、災害の近隣で被災地分地の確保が困難となっている。災害復旧時に範囲が広がりしていない場合、必要な施設の部分費用の計上しかできない。その後実施があったとして、遅方に被災地分地が決定した場合、区分費用や運搬距離の変更が発生する。 【重要変更】 重要変更となる基準が厳しく、近年、災害が多発する状況下では、このような簡易的な内容であっても重要変更となり協議に時間がかかる。 その結果、現行の「被災面積1%以上かつ農地500万円以上、池設1000万円以上、被災面積1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)」とする規制を行ふよう求められる。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件。 本年度の重要変更となる件数 30件 効果約35%件数減	重要変更協議案件の基準を緩和することにより、国との協議時間が縮減され、災害復旧事業に於ける円滑で迅速な事務執行につながる。	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令第3条第2項	農林水産省	茨城県、鹿児島県、宮崎県、高知県、奈良県、島根県、徳島県、香川県連合	-	新潟県、奈良県、島根県、宮崎県、高知県、奈良県、島根県、徳島県、香川県連合	◎29年災における重要な変更協議案件は法は家業に併しが1件であったが、琵琶湖での協議開始から変更承認が決定されるまでに約2ヶ月かかり、その期間中は工事を一時中止せざるを得なかつた。 災害復旧事業の協議復旧をなる程難しかった。重要な変更協議案件の基準を緩和し、国との協議時間短縮を図ることで、より早く災害復旧を実現できるよう認識する。 ◎被災地に事業者を迅速して実施する必要性から、大規模災害時などでは標準断面により事業者を決定している。実施において詳細設計を行った際、土工量などの算出が複数回行われる。そのため、標準断面による算出が複数回行われる。一方で、金額、バーゼンにて抵触せざる支撑条件の現状は、うなぎ変更でも重要な変更となるケースが増えていく。 重要な変更となる基準が厳しく、近年、災害が多発する状況下では、このような簡易的な内容であっても重要変更となり協議に時間がかかる。 その結果、現行の「被災面積1%以上かつ農地500万円以上、池設1000万円以上、被災面積1000万円以上、施設2000万円以上の増減(※)」とする規制を行ふよう求められる。 ※H26年災 重要変更協議件数 84件 本年度の重要変更となる件数 30件 効果約35%件数減

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の提点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
59	【監督官】 監督としては、暴力団の資金獲得活動の実態解明を図り、中小企業等協同組合法に関連する暴力団の過失不正な介入実態が判明したならば、主管省庁である中小企業庁に情報を提供するなどの協力を得て下さい。また、行政法律等の各種手続きにおいて暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいた中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可申請としては暴力団と関わる有る場合の認可を拒否したい。 などと、暴力団の排除を重視し防止する必要があると考へるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	業界においては、刑事事件発生を起した過去がある等、暴力団の間を埋めされることがある。近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいた中、中小企業等協同組合の関係者が、暴力団関係者であることは望ましくないため、認可申請としては暴力団と関わる有る場合の認可を拒否したい。 などと、暴力団の排除を重視し防止する必要があると考へるため、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定への追加を求める。	-	-	-	【全国知事会】 公共工事や認可などの行政分野において、暴力団の間をあらかじめ防ぐとともに、排除を進めるため、法改正により暴力団排除を追加すべきである。 【全国市長会】 認可申請の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	
60	「農林水産施設災害復旧事業補助の暫定措置に関する法律施行規則第2条の規定に基づき、農地及び農業用漁船に係る同法第3号の農林水産大臣が別に定める範囲を超える設計基準又は歩掛の変更及び同法第5号の農林水産大臣が別に定める変更を定める件(告示)」において、工事費の額の変更協議を要する金額要件として設定している200万円の妥当性について検討を行う。	今回提案した基準を平成26年実績に適用した場合、重要変更協議数が約35%減少する。(84件→54件) このように重要変更の基準の緩和については、事業執行の迅速化に加え、行政事務コストの経減にも大きく貢献するため、前向きな検討をお願いしたい。	-	-	-	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るために、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 認可申請の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	

農林水產省 再檢討要請

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	(提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>			
	区分	分野									団体名	支障事例		
61	□ 地方に対する規制級和	その他	海区漁業調整委員会の公選委員の欠員が生じた際における、公選選挙権を有する被欠選挙権者の権利の保護と公選選挙権の維持	海区漁業調整委員会は15人(公選委員9名、和半選任委員6人)の海区委員の公選委員に欠員が生じた際における、公選選挙権を有する被欠選挙権者の権利の保護と公選選挙権の維持を求める。	制度の改正によって、被欠選挙権による係用の経過に資する。	漁業法92条、93条	農林水産省	宮城府、大蔵省、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、新潟県、山形県、鳥取県、徳島県	一	○公選選挙における被欠選挙権者の投票権に付ける由であるかの不確立。公選法第36条第1項第1号に規定する被欠選挙権者に付ける投票権の有無についても、海区漁業調整委員会は被欠選挙権者を有する者は、公選選挙権者ではないこととされており、公選選挙権の維持を求める。	○公選選挙における被欠選挙権の投票権の有無についても、海区漁業調整委員会は被欠選挙権者を有する者は、公選選挙権者ではないこととされており、公選選挙権の維持を求める。			
71	□ 地方に対する規制級和	農業・農地	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び借用があることを証する書類」の権力的適用	農地転用許可申請時に添付する「必要な資力及び借用があることを証する書類」の権力的適用	申請者によって証明書類等の取得にかかる負担が軽減される。	農地転用許可申請別に「資金計画に基づいて事業を実施するに当たるに付ける」書類の各交付が求められたため、現在は(公選)申請者による申請権の証明書類は、申請権の資本明確等と通じて申請権の資本明確等の証明書類は、事業者が少額で事業実施に必要な資力及び借用があることを証するものとされています。	農地転用許可申請別に「資金計画に基づいて事業を実施するに当たるに付ける」書類の各交付が求められたため、現在は(公選)申請者による申請権の証明書類は、申請権の資本明確等と通じて申請権の資本明確等の証明書類は、事業者が少額で事業実施に必要な資力及び借用があることを証するものとされています。	農地法施行規則第30条第4項、第57条の2第2項第1号	農林水産省	豊田市、愛明市、井原市	一	○農地上の問題で委員会の出席が思うにいかず、委員の辞職の意向を抱かれたときに、その他の誰かに代わって行なうべき負担となる。	○他の誰かに代わって行なうべき負担となる。	
82	□ 地方に対する規制級和	土地利用(農地除)	林業・木材産業改資金制度上義務付けられることのない公選選挙権を有する被欠選挙権者(被欠選挙権及び被欠選挙権長官への結果の報告)の見直し	林業・木材産業改資金制度の運用について(平成15年6月11日付け林野庁資料請求)の規則により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全く同一の事業者が複数ある場合においては、公選選挙権を有する被欠選挙権者(被欠選挙権長官への結果の報告)に限り、正規の監査を行なう。都道府県長官への結果の報告についても、が、2名の事業者への報告を要した事例は少ない。	現行にて、9~10月に調査業務が集中してしまうので、限られた時間の中で正確的な調査を行わなければならない。制度が改正されれば、調査の必要性が認められる場合に限り、公選選挙権を有する被欠選挙権者(被欠選挙権長官への結果の報告)に限り、正規の監査を行なう。都道府県長官への結果の報告についても、が、2名の事業者への報告を要した事例は少ない。	林業・木材産業改資金制度の運営について(平成15年6月11日付け林野庁資料請求)の規則により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全く同一の事業者が複数ある場合においては、公選選挙権を有する被欠選挙権者(被欠選挙権長官への結果の報告)に限り、正規の監査を行なう。都道府県長官への結果の報告についても、が、2名の事業者への報告を要した事例は少ない。	林業・木材産業改資金制度の運営について(平成15年6月11日付け林野庁資料請求)の規則により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全く同一の事業者が複数ある場合においては、公選選挙権を有する被欠選挙権者(被欠選挙権長官への結果の報告)に限り、正規の監査を行なう。都道府県長官への結果の報告についても、が、2名の事業者への報告を要した事例は少ない。	林業・木材産業改資金制度の運営について(平成15年6月11日付け林野庁資料請求)の規則により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全く同一の事業者が複数ある場合においては、公選選挙権を有する被欠選挙権者(被欠選挙権長官への結果の報告)に限り、正規の監査を行なう。都道府県長官への結果の報告についても、が、2名の事業者への報告を要した事例は少ない。	林業・木材産業改資金制度の運営について(平成15年6月11日付け林野庁資料請求)の規則により、都道府県知事は、資金の償還が完了していない全く同一の事業者が複数ある場合においては、公選選挙権を有する被欠選挙権者(被欠選挙権長官への結果の報告)に限り、正規の監査を行なう。都道府県長官への結果の報告についても、が、2名の事業者への報告を要した事例は少ない。	福井県、長野県、千葉県、大蔵省	神奈川県、千葉県、大蔵省	一	○調査業務の時期を平準化させることで調査の精度が高まり、当該資金の適正管理が保証される。	○調査業務の時期を平準化させることで調査の精度が高まり、当該資金の適正管理が保証される。

農林水產省 再檢討要請

農林水產省 再檢討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の要点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
94	補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着手すべきものであるが、土地改良事業関係補助金に係る事業の実態を把握の上、公益上真にやむを得ないと認められる事業については、交付決定前着手の導入について検討して顶いたい。	本事業の円滑な事業継続に支障を生じさせないよう、平成31年度から交付決定前着手を導入して顶いたい。 「公益上真にやむを得ないと認められる事業」とはいかなる事業か、また同一事業地区内にあっても当該年度に実施予定の事業工程によって判断されるのか、明確にして顶いたい。	-	【説明書】 「公益上真にやむを得ないと認められる事業」とはいかなる事業か、また同一事業地区内にあっても当該年度に実施予定の事業工程によって判断されるのか、明確にして顶いたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	
95	農地耕作条件改善事業の事業実績報告については、簡素化する方向で見直しを検討したい。	本県では、換地を用いない手法により農地集積を図る低コストなは場整備を実施しているが、事業実施における用地買収の契約件数が非常に多いことなどから、実績報告にあたり契約書の写しの提出を省略する見直しについて、平成30年度事業の実績報告から対応して顶いたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	

農林水產省 再檢討要請

農林水產省 再檢討要請

管理番号	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料			
103	<p>①について</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目途として、機構事業の手続の簡便化の解消などについて総合的に検討することとしている。この中の提案の内容も踏まえつづけて、農地中間管理機構からのお問い合わせに対する対応を求める。</p> <p>なお、農地中間管理機構からの質付けについては、同一の者に再度質付ける場合等の農用地利活用配分制度の質付件数の一部を不要とするよう農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則(平成26年農林水産省令第15号)を改正し、平成30年7月1日から施行したことである。</p> <p>②について</p> <p>改正法による改正土地改良法(以下「改正法」という。)により創設された農地中間管理機構は農地中間管理事業、農業者の申込、同農地の費用負担による手取行の土地改良事業である。この事業の創設に伴い、農地中間管理機構の取扱(農地中間管理機構の権益受け)に当たって改正法による改正後の農地中間管理機構の推進に関する法律(平成25年法律第101号)の規定に基づき、あらかじめ該当事務所が行われることがあることについて機構から農地所有者に対して説明することされている。</p> <p>このため、機構間連農地整備事業の対象とする農用地については、改正法において、改正法の施行後に機構が農地中間管理機構を取扱して(借り受けた)農用地とされている。</p> <p>したがって、改正法の改正のように、改正法の施行前に機構から農地改良事業が受けられる農用地について、契約期間を延長することによって農地所有者に対する対応となることは困難である。</p>	<p>①、②施行後5年目の見直しに向け、提案内容も含んだ事務の簡素化を検討いただきたい。</p>	-	<p>【福島県】</p> <p>農地中間管理事業について、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付せしやすいため措置を一層進めること。</p> <p>手続の簡便化に向け、対応を求める。</p> <p>(全国町村会)</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	-	<p>【全国知事会】</p> <p>農地中間管理事業については、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付せしやすいため措置を一層進めること。</p> <p>手續の簡便化に向け、対応を求める。</p> <p>(全国市長会)</p> <p>機構の運営に向け、対応を求める。</p> <p>(全国町村会)</p> <p>提案団体の意見を十分に尊重されたい。</p>	-	<p>【在来】</p> <p>○ 機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討するとのことであるが、配分計画の都道府県知事認可、当認可における審査割合の変更等の要請を受けた場合、単純な委託手続への変更が求められることで、機構の運営に影響が及ぶことである。</p> <p>○ 計画の実施に向けた手続の簡便化を実現するため、機構の運営に影響が及ぶことである。</p> <p>[1]農用地利用基準計画-配分計画の作成等の業務の効率化・迅速化</p> <p>○ 配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画を策定するため、機構の運営に影響が及ぶことである。</p> <p>[2]農地中間管理機構の運営に係る手続の簡便化</p> <p>○ 利用権の存続期間延長手続の緩和</p> <p>○ 利用権の存続期間を前に延長するだけの場合(民法の期間の定めのない場合)における手続が問題となるものであります。機構の運営に影響が及ぶことである。</p> <p>○ 安全的・公正な土地利用を確保するために、機構開拓の認定に係る手続を簡易化するなど、農積計画及び配分計画の制定・再作成・認可・公表等の事務を不要とする見直しを行わざりならない。</p> <p>○ 機構開拓事業の対象とする農用地については、あらかじめ該当事務所が行われることによつて、改正法施行後に機構が農地中間管理機構を取扱して(借り受けた)農用地とされている。</p> <p>したがって、改正法の改正のように、改正法の施行前に機構から農地改良事業が受けられる農用地について、契約期間を延長することによって農地所有者に対する対応となることは困難である。</p> <p>機構開拓事業の実施に係る手続を緩和する観点から、改正法の施行前に農地中間管理機構を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行後に農地が農地中間管理機構を取得した農用地のみとされていることにより、機構開拓事業の対象となる可能性はない。</p> <p>[3]農地中間管理機構が行う単純な業務の委託による知事認可の廃止</p> <p>○ 農地中間管理事業の実施に際して求められる公正性を担保するために業務委託による知事認可制度が設けられていることより、農地所有者や普及などの単純な内容の委託業務について手続を認める必要はないのではないか。</p>	

農林水產省 再檢討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
116	各地中間管理事業の推進に関する法律については、施行後5年を目途として、機構事業の手続きの煩雑などについて総合的に検討することとしている。	配分計画を作成する際の地域における事務調整の結果、農業規制中に利害関係者から意見が提出されることがない実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により継続を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの迅速化、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可に係る経緯については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。 農地中間管理機関の運営費削減の観点で、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、単純へ貸付しやすい環境整備を一層進めること。 【全国市長会】 農用地利用基準計画・配分計画の作成義務の簡素化・活性化。 【全国町村会】 農用地利用基準計画・配分計画における計画策定の標準化・迅速化する観点から、市町村単位で充実する仕組みへと見直す方向で検討いたたきたい。 【全国知事会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	【地政】 ○ 機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討するところであるが、配分計画の都道府県知事認可は、当該認可における農地の所有者間の分権化が課題である。 ○ 地政部門は、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、単純へ貸付しやすい環境整備を一層進めること。 【1】農用地利用基準計画・配分計画の作成義務の簡素化・活性化 ○ 配分計画の都道府県知事認可による縦割制度については、機構事業の標準化・迅速化する観点から、市町村単位で充実する仕組みへと見直す方向で検討いたたきたい。 ○ 配分計画の都道府県知事認可による縦割制度についても、実感として、提案団体においてこれまで意見を提出の実績がなく、計画策定期間で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、検討していただきたい。 【2】利用権の登録期間延長制度の緩和 ○ 利用権の登録期間を前に延長するだけの場合(民法期間以外の内容の登録権と同一)であれば、所有者に登録権の延長の旨の公示義務があるものでない。しかし、安定期の土地利用を認めたために、有機栽培の登録に必要な手続きを別に設けないことがか。安定期の土地利用を認めたために、有機栽培の登録に必要な手続きを別に設けないと、無積計画及び部分計画の範囲・再作成・認可・公告等の手続が不要となる見直しを行わなければならぬ。 ○ 無積計画事業の対象とする農用地については、あらかじめ地政事業が行われることに併せて所有者に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に農地中間管理機関を取得した農用地のみとされているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機関を取得した農用地の所有者の同意を得た場合等には、機構開拓事業の対象とすべきではない。 ○ 農地中間管理機関が行う改耕作を行つ必要があることである。 機構開拓事業の実施に係る手順を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理機関を取得した農用地の所有者の同意を得た場合等には、機構開拓事業の対象とすべきではない。 【3】農地中間管理機構が行う単純な業務の委託に係る知事認可の廃止 ○ 農地中間管理事業の実施に当つて求められる公正性を担保するために業務委託に係る知事認可制度が設けられているとして、農地所有者や普及などの単純な内容の委託業務についても着手を認める必要はないのではないか。

農林水產省 再檢討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の提点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
117	各府省からの第1次回答	<p>農業生産の実出率は、これを農業生産額の上乗が得ているものと見られる。その内容をみると、出荷量は徐々に減少しており、これを農業生産額の上乗が得ているものと見られる。</p> <p>他方、輸入品は、輸入額ともに増加傾向にある。これらのこととは、国内の農業生産量の伸び強みとして付加価値の高い生産に比べて一方、物貿易等の需要や米穀のニーズに因る生産の伸びが弱いことによるものと見られる。</p> <p>このことから、国内の農業生産の伸び、特に生産の拡大、すなわちマーケットへの地盤づくりを進めることが最も重要な課題である。また、生産の拡大へ向けては、それまでの課題を解決し、関係者の間の連携の上に、地域の実情に応じて進めることが重要である。</p> <p>このため、平成20年度は公募基準において「需要拡大メニュー」を取り組む場合は「生産・供給体制の強化メニュー」に取り組むことを必須条件とするなど、今一度しっかりと生産地づくりの取組を重視する方向にシフトしたことである。</p> <p>また、平成20年度は、平成20年度で終了することとなるが、引き続き需要に応じたマーケットへの地盤づくりを進めることは重要な課題であるため、次期対策についても、上記の考え方を基本とし、要望の主旨も踏まえつつ検討を進めてまいりたい。</p>	-	-	<p>本県では、引き続きが急速に進んでおり、これは需要が起きたことによるものと見られる。他の結果、近年では、花卉出荷額も増加傾向にあり、一定の成長率を上げ始めている。</p> <p>（マーケット）の生産地づくりを行い、国内花きのシェアの維持・奪還を図るところが、国内の需要を十分に満たすために、生産・供給体制の強化を行なうか、需要を拡大すべきかは、それまでの地盤が、自らの課題を解決し、関係者の間の連携の上に、地域の実情に応じて進めることが重要である。</p> <p>本県は、平成20年度まで終了するが、生産事業においては、各都道府県協議会の意見を反映させるなど、地域によって使いやすい事業としてほしい。</p>	-	<p>【全国知事会】 補助金等委嘱においてある特定の事業の補助を受けるに当たって開催する事業の実施もあわせて請け負ることや、該補助を受けるための基準として都道府県を必須の構成員とする協定会の設置を義務付けることは適当ではないため、次期対策については自由度を高めた上で、都道府県に交付する制度に改めること。</p>	
118	【内閣府】 [農林水産省]「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産割合については、この承認基準に定める手続を踏むものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の支還が遅延なく財産割合が可能となっているとの見解ですが、本件では、財産割合の算定に際しては、施設の運営状況等を考慮する旨記載されています。したがって、本件では、財産割合の算定に際しては、施設の運営状況等を考慮する旨記載されています。 [国土交通省]「補助金等に於いては、又は効用の増加した財産区分等の承認基準について(平成20年5月23日付け第2020第385号農林水産省大臣官房経営農業課通知)第15条第1項において、「地域再生法第17条第1項の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産割合については、この承認を受けたものとみなすこと」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の支還が遅延なく財産割合が可能となっている。	<p>【農林水産省】「地域再生法第18条の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産割合については、この承認基準に定める手続を踏むものとする。」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の支還が遅延なく財産割合が可能となっているとの見解ですが、本件では、財産割合の算定に際しては、施設の運営状況等を考慮する旨記載されています。したがって、本件では、財産割合の算定に際しては、施設の運営状況等を考慮する旨記載されています。 [国土交通省]「補助金等に於いては、又は効用の増加した財産区分等の承認基準について(平成20年5月23日付け第2020第385号農林水産省大臣官房経営農業課通知)第15条第1項において、「地域再生法第17条第1項の規定により農林水産大臣の承認を受けたものとみなされた財産割合については、この承認を受けたものとみなすこと」としており、この場合、10年未経過の施設であっても補助金の支還が遅延なく財産割合が可能となっている。</p>	-	-	<p>【全国知事会】 都道府県から現行制度により対応可能という趣旨の回答があつたが、提案団体が求めている事例につき、財産割合が認められることについて明確化し、地方公共団体に周知を図るべきである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。 なお、都道府県からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係については提案団体との間で十分確認を行べきである。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>			

農林水產省 再檢討要請

農林水產省 再檢討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の要点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
219	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第1487号)のG.に定めている「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について検討を行う。	様式の簡素化について検討いただけすることに感謝する。 災害時の迅速な補助金申請業務を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることになった際には、その具体的な内容についてご教示いただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 災害復旧事業の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	

農林水產省 再檢討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	
		見解	補足資料	見解	補足資料			
227	農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目処として、機構事業の手続きの煩雑化の解消などについて総合的に検討することとしている。	提案の趣旨を踏まえ、利用者、地方自治体にとって使いやすい制度となるよう検討を進めていくべきだとき。		<p>【経営農】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、観察期間中に利害関係者から意見が提出されることが多い実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により競争を停止し、農地中間管理事業における事務手続の迅速化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【福島県】 農地中間管理事業の推進に関する法律の施行後5年後を目指した総合的な検討にあたっては、今回の提案を十分勘案するよう要望です。</p>			<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の無効認可に係る経験については、地方分権改進推進委員会が行動の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p> <p>【全国市長会】 農地中間管理事業の推進について、農地の所有者と利用者の立場を考慮して、農地の利用をめぐることによる地方分権改進推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の農用地利用配分計画に対する認可権限の移譲については、提案団体の提案に従って積極的な検討を要める。また、農地の出手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けいや環境整備を一層進めめる方向で検討いただきたい。</p> <p>【全国町村会】 農地の利用権化に向け、対応を求める。</p> <p>【全国知事会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。</p>	<p>【結論】 ○ 機構事業の手続の煩雑さの解消などについて総合的に検討するところであるが、配分計画の認可権限を委託する機構が認可・当該認可における競争制を有する存続期間延長、単純な業務委託による機構の運営をめぐることによる地方分権改進推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県及び市町村における農地の利用配分計画に対する認可権限の移譲については、機構団体の提案に従って積極的な検討を要める。また、農地の出手が不足している現状を踏まえ、機構へ貸付けいや環境整備を一層進めめる方向で検討いただきたい。</p> <p>○ 配分計画の都道府県知事認可に係る競争制度については、実質として、提案団体においてこれまで意見を提出の実績がなく、計画策定期間開催で関係者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、機構の運営をめぐることによる地方分権改進推進委員会第1次勧告を踏まえ、都道府県の存続期間延長手続の緩和についても、機構事業の存続期間を前にして、機構の運営が認められ、必要となるものではないことから、妥当的な土地利用をめぐるためには、機構開設の認可に係る手續を特に設けるなど、農地計画及び配分計画の簡便化、再作成、認可・公告等の手續を不要とする見直しを行わざりでないか。</p> <p>○ 地域開発事業の実施と並んで農用地については、あらかじめ機構事業が行われることについて前者方に説明が行われていることを理由に、改正土地改良法の施行後に機構が農地中間管理権を取得した農用地のみをさしているところ、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地のうち、機構開設の認可に係る手續を特に設けるなど、農地計画及び配分計画の簡便化、再作成等に至る機構開設の再認可を行ふ必要があるか評議している。</p> <p>機構開設事業の実施に係る手續を緩和する観点から、改正土地改良法の施行前に農地中間管理権を取得した農用地についても、所有者の同意を得た場合等には、機構開設事業の対象とする方の範囲を広げてよいことであるか。</p> <p>【農地中間管理機構】 ○ 農地中間管理事業の実施に当たって求められる公正正義を担保するために業務委託に係る知事承認制度が設けられているとしても、農地賃借や普及啓発などの単純な内容の委託業務についてまで承認を要める必要はないのではないか。</p>

農林水產省 再檢討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の提点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
284	農地中間管理事業の推進に関する法律について、施行後5年を目処として、機構事業の手続の依頼の承認などについて統合的に検討することとしている。	<p>現行制度でも、配分計画策定については、事前に市町村農業委員会の見解を確認することにより、利害関係者（農地の所有者、使用者等）の問題、さらなら地域の合意を得るための調整はできている。また、都道府県による事務負担を軽減するため、農地中間管理事業における事務手続きの統合化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【群馬県】 配分計画案を作成する際の地域における事前調整の結果、総括期間中に利害関係者から意見が提出されることは多い実態を踏まえ、5年後見直しに伴う法改正により規定を廃止し、農地中間管理事業における事務手続きの統合化と、都道府県の事務負担の軽減を図っていただきたい。</p> <p>【鳥取県】 農地中間管理事業の推進に向けた検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【奈良県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【滋賀県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【福井県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【香川県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【島根県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【高知県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【愛媛県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【鹿児島県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p> <p>【沖縄県】 農地中間管理事業の推進についての検討を実施するにあたり、農地中間管理事業の運営の実態についての統合的な検討が本格化することだが、どのようにして実施したかお聞かせください。</p>	-	<p>【全国知事会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可による統合については、地方分権改進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止すべきである。</p> <p>なお、農地の出し手が不足している現状を踏まえ、農地中間管理整備を一層進めるべきである。</p> <p>【全国市長会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の都道府県知事認可については、機構、都道府県及び市町村における計画策定事務手続き一連の手続を簡素化・迅速化する観点から、市町村単位で実施する仕組みへと見直す方針である。</p> <p>【全国町村会】 農地中間管理事業における農用地利用配分計画の都道府県知事認可については、実現として、提案団体においてこれまで意見提出の実績がなく、計画策定期間で開催者間での意見調整が行われていることなどを踏まえ、観察を廃止する方向で検討いただけます。</p> <p>【日本農業生産法人連合】 ○ 使用権の存続期間間に延長するだけの場合（契約期間以外の内容が既契約と全く同一であり、当事者間に合意がなされている場合）には、周辺の土地利用が現状から変更されるものはない。安定的な土地利用を促進するためにも、存続期間の延長に係る手続を別途定めることなど、農地改良法及び農地法の規定を尊重する方針で、今後も引き続き実施していくべきではない。</p> <p>○ 群馬県の農地中間管理事業における農用地利用配分計画の県知事の認可による統合については、あらかじめ直接事業者が行われるところについて、所轄の農業委員会に提出する申請書類に、既存の農地利用の現状に農地改良法による農地利用規制を反映して提出されることで、改正地改法の施行前に農地中間管理を取得した農用地について、機構問題連携を実施しようとする場合には、集計画面の撤回・再生成により、農地改良法による農地利用規制を反映する。</p> <p>○ 農地中間管理事業の実施に係る手続を統一する観点から、改正地改法の施行前に農地中間管理を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、機構問題連携の対象とする方向で制度を見直すべきではない。</p> <p>○ 地域農業活性化のための農地改良法の委託に係る知事認可の廃止。 ○ 地中間管理事業の実施に係る手続を統一する観点から、改正地改法の施行前に農地中間管理を取得した農用地についても、所有者の合意を得た場合等には、農地管理や普及啓発などの単純な内容の委託業務についても知事認可を求める必要はないのではないか。</p>	-		
285	【県林水産省】 県林水産省は、債権回収に関する特別措置法を所轄しており、提案事項の実現可否についてお答えする立場がない。	<p>【法務省】 債権回収に関する特別措置法（特措法）は、債権回収に際しては、債務者に債権回収の実施を妨害する行為（以下「妨害行為」といいます）がある場合に、債務者等が債権回収に関する特別措置法施行令（平成11年政令第11号）（以下「特措法」といいます）第1条に掲げる者が負うる債権及び政令第3条各款に掲げる債権があるが、都道府県農業委員会等がセイターカー保有する債権については、これらの債権に該当しないと判断される場合があることから、その筋で当たっては、社会経済上のニーズの変動等を踏まえ、政策目的に実現のためセイターカーに取り扱われるとの必要な債権の範囲が必要であり、農地支援資金制度に係る交付金についても、そのような要件のあり難いと考えていています。</p> <p>【県林水産省】 県林水産省の農業者への貸付け額の2/3は国から都道府県への貸付金であり、センターにおいて農業者の未収回収が遅まないこと、セントーから県、県から国への償還が困難となるため、県が受取に際しては取扱いを認めていません。</p>	-	<p>【福島県】 県農業支援資金の農業者への貸付額の2/3は国から都道府県への貸付金であり、センターにおいて農業者の未収回収が遅まることで、セントーから県、県から国への償還が困難となるため、県が受取に際しては取扱いを認めていません。</p>	-	-	

農林水產省 再檢討要請

管理番号	各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の要点(重点事項)
		見解	補足資料	見解	補足資料		
311	農地及び農業用施設に係る災害復旧事業計画概要書等の様式を定める等の件(昭和43年10月1日農林省告示第1487号)のG.に定めている「災害復旧事業補助計画書」の様式の簡素化について検討を行う。	様式の簡素化について検討いただけすることに感謝する。 災害時の迅速な補助金申請業務を可能にするためにも、簡素化が実現する方向で検討をお願いしたい。 また、簡素化されることになった際には、その具体的な内容についてご教示いただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 大規模・広域・複合災害への迅速な対応を図るため、国の財政支援における地方自治体の事務手続きの簡素化など、必要な見直しを行うこと。 【全国市長会】 災害復旧事業の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 提案団体の意向及び関係府省の回答を踏まえ適切な対応を求める。	